

**平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業概要

平取町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2018年度より「平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）を運用し、より一層低炭素社会にむけての取組を推進するため、カーボン・マネジメントを行う体制を整え、温室効果ガス排出抑制に努めているところである。

本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の実施事業である第2号事業を活用し、平取町カーボン・マネジメント強化事業調査業務（第1号事業）で得られた調査データを基に、対象となる施設におけるCO₂削減効果の高い省エネ機器への更新を行うものとする。

本事業の実施にあつては、カーボン・マネジメント強化事業の趣旨を理解し、省エネ機器や施策に関する技術力及び経験と専門知識を有する事業者からのCO₂削減に係る提案等を募集するため、公募型プロポーザル方式による選考を行なうものとする。

2 事業

(1) 事業名

平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業

(2) 業務内容

「平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 提出・連絡先

平取町まちづくり課地域戦略係（担当：木田）

所在地：〒055-0192 北海道沙流郡平取町本町28番地 平取町役場内

TEL:01457-2-2222 FAX:01457-2-2277

E-mail: chiiki.senryaku@town.biratori.lg.jp

(4) 事業期間

契約締結日（交付決定通知受領後）～令和2年1月31日（金）

(5) 提案上限額

76,479千円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、各施設の上限額は下記のとおりとする。

- | | | |
|------------|-----|--------------------------|
| ①平取町中央公民館分 | 上限額 | 20,404千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ②平取中学校分 | 上限額 | 19,613千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ③平取小学校分 | 上限額 | 13,702千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ④平取町民体育館分 | 上限額 | 11,761千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ⑤振内青少年会館分 | 上限額 | 10,999千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

※この提案上限額の範囲内で企画提案を行なうこと。

また、この提案上限額には、カーボン・マネジメント強化事業の補助対象外経費である既存設備の撤去費等、その他事業に要する経費も含むものとする。なお、消費税（地方消費税を含む）は10%で算出するものとする。

3 選定方法及びプロポーザル方式等を採用する理由

本事業は、国の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を活用し、省エネ機器への設備更新及びエネルギーマネジメントシステムの導入によりCO₂削減を図るとともに、併せて事業による効果の検証、調査・分析を行なうものである。

選定の評価は、上記に係る提案を総合的に評価し業者決定を行なう。ただし、本事業は解除条件付きの募集であり、議会の同意が得られない、または補助金申請が採択されなかった場合、本件は提案を募集したことにとどまり、事業化はされないものとする。

4 応募資格要件

(1) 応募者

- ①応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業又は複数企業の構成員で構成されるグループとする。
- ②グループで応募する場合は、グループの代表者を選出するとともに、本事業についての構成員の役割を明確にする。また、当町との対応窓口となり、契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う代表企業を選定するものとする。

(2) 応募者の資格要件

- ①単独企業及びグループの構成員すべてが、参加表明書提出日において平取町競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成27年平取町訓令第20号）（以下、「事務処理要綱」という。）第4に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②単独企業及びグループの構成員のいずれかが、上記の競争入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録されている町内に本社または支店、営業所を有する企業であること、または平取町内の公共施設において照明LED化更新工事の実績がある北海道内に本社または支店、営業所を有する企業であること。
- ③本事業に係る業務を十分に履行できるものであること。

(3) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募者になることができない。

（グループについては構成員すべて）

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合。
- ②当町が行う建設工事等の請負、物品の購入、製造の請負及び役務の請負の競争入札において、入札参加資格停止措置を受けている場合。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるもの。

- ④法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている場合。
- ⑤法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項各号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。
- ⑥法人等が国税又は地方税を滞納している場合。

5 参加表明書の提出

「4 応募資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次により提出すること。

（1）提出方法

平取町まちづくり課地域戦略係へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

（2）提出期限

令和元年6月4日（火） 午後5時15分まで

（3）提出書類

①参加表明書（様式第1号）

代表者印等を押印のこと。

②グループ構成表（様式第2号）

③業務実績表（様式第3号）

ア 過去に受注した類似業務についての実績を記載し、実績の確認できる書類を添付すること。また、国庫補助事業である場合は、補助事業名を明記すること。

イ グループで応募する場合は、全ての構成員分を提出すること。

（4）参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加表明書を提出した者に対し令和元年6月5日（水）までに電子メール及び書面により通知する。

6 企画提案書の提出

企画提案書等の提出参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出することができる。

（1）提出方法

平取町まちづくり課地域戦略係へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

（2）提出期限

令和元年6月17日（月） 午後5時15分まで

（3）提出書類

①企画提案書提出書（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）

ア 用紙はA4版、横書き、文字サイズは11ポイント以上とし、仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行う。

イ 温室効果ガス排出量の削減効果の算定根拠、ランニングコストの削減効果の算定根拠を添付すること。

ウ 制御及び運用改善に関する具体の方法を記載すること。

③事業者概要表（様式第5号）

グループで応募する場合は、全ての構成員分を提出すること。

④業務体制表（様式第6号）

契約締結後における、業務に携わる者の氏名、経験及び担当する業務等について記入すること。

⑤業務工程表（任意様式）

ア A3版1枚に記載すること。

イ 本町と事業者の役割分担を明示すること。

⑤見積書及び見積内訳書（様式第7号）

ア 施設別に分けて作成すること。

イ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

（4）提出部数

正本1部、副本9部

7 公募に対する質問

当該事業の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（1）提出書類

質問書（様式第8号）

（2）提出方法

質問書を添付した電子メールで提出すること。

（3）受付期間

公募開始の日から令和元年6月6日（木）午後5時15分までとする。

（4）回答方法

令和元年6月10日（月）までに平取町ホームページへ掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

（5）留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

8 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考に当たっては、「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、町の職員で構成する「平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を優先交渉権者として選考する。また、次に得点の高い者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) プレゼンテーション及び審査

書類とプレゼンテーション及び見積金額について総合的に審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

①プレゼンテーション及び審査会実施日

令和元6月19日（水）（予定）

②プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

③出席者

3名以内とする。

④実施方法及びプレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、口頭説明を30分以内とし、その後、質疑応答を10分程度行う。説明は省エネシステムの概要及び先進性・モデル性、エネルギー起源CO₂削減量の推計手法・根拠、効果検証方法、運用改善手法、その他追加提案を中心として実施すること。

⑤プレゼンテーションに使用するパソコン等は提案者において準備のこと。

⑥指定した時間に遅れる場合は原則、失格とする。

⑦審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。（電話による問い合わせは応じない。）また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を平取町ホームページへ掲載する。

⑧その他

審査は非公開とする。

総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者に選定しないことがある。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(3) 優先交渉権者との協議

総得点第1位の事業者は、町と仕様並びに価格等協議の上、優先交渉権者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、町は次点交渉権者と協議を行い、事業者を決定する。また、参加表明者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選考し、上記協議を行う。

なお、優先交渉権者は、協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

9 契約及び支払方法

決定事業者は、町と契約を締結し事業を実施する。なお、町は、事業完了後、検査を経て、代金を決定事業者に支払うこととする。

なお、契約書は、各施設ごとに作成するものとする。

10 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合.
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

11 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、

中止する場合がある。その場合には、応募に関わる全ての経費は本町に請求できない。

13 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期限までに、参加辞退届(様式第9号)を提出すること。

14 その他

- (1) 町は、提出された関係書類等は返却しない。
- (2) 町は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 町は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 本事業により得られた成果品及びすべての権利(所有権、著作権等)は、当町

に帰属するものとする。

(5) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

(6) このプロポーザルに応募した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

15 スケジュール

内 容	期 日
プロポーザルの公募開始	令和元年5月28日（火）
参加表明書提出期限	令和元年6月4日（火）午後5時15分
質問書受付期間	令和元年6月6日（木）午後5時15分
質問書回答日時	令和元年6月10日（月）午後5時15分
企画提案書提出期限	令和元年6月17日（月）午後5時15分
プレゼンテーション	令和元年6月19日（水）
審査結果の通知発送	令和元年6月21日（金）
契約手続	国庫補助金の交付決定日から1週間以内